

／令和7年11月開始／

軽度・中等度難聴者の



補聴器の購入費を 補助します

塩尻市では、軽度・中等度の難聴者に対して、補聴器の早期装用により、コミュニケーション能力を維持・向上し、社会参加を促進するため、補聴器本体の購入費を補助します。

01 対象者

次のすべてを満たす人

- 市内に住所があり、18歳以上である
- 両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象※ではない
- ※両耳の聴力レベルが70デシベル以上もしくは一側耳の聴力レベルが90デシベル以上で他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の方は、身体障害者手帳の対象です。
- 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の装用が必要であると診断されている
- 世帯全員が市民税非課税である
- 過去5年以内に本事業の補助金の交付を受けていない

18歳未満の方は別に補助制度がありますので、詳細はお問い合わせください。

02 対象の 補聴器

認定補聴器技能者※が調整を行った補聴器

※近隣市町村の認定補聴器技能者が在籍する販売店は裏面をご覧ください。

注意事項

- 通信販売やテレビショッピングなど、認定補聴器技能者の調整等を受けずに購入した補聴器や集音器は補助対象外です。

補聴器本体の購入費 上限

3万円

※購入額が補助上限に満たない場合は、購入費が補助額となります。

※補助対象は両耳または左右いずれかの装用に対する本体の購入費となります。

※申請から5年経過した場合は再申請することが可能です。

注意事項

- 申請前に購入されたものは補助対象外です。
- 付属品や修理代、フィッティング代等は補助対象外です。
- 片耳、両耳を問わず、上限3万円で、5年経過するまでは1人1回限りです。

03 補助内容 及び金額

申請 から 補助金交付 までの流れ

1

申請書などの取得

申請案内をご確認の上、市保健福祉センター1階福祉支援課または市ホームページにある申請書などを取得してください。

- 申請書 ● 医師意見書
- 補聴器装用に關し専門的知識、技術を有する者の証明

2

耳鼻咽喉科を受診

耳鼻咽喉科を受診し、補聴器の装用が必要か相談します。医師から補聴器の装用が必要だと診断された場合は、下記どちらかの書類を作成してもらいます。

医師意見書

※申請書と併せて様式を取得し、対象者の「氏名」「住所」「生年月日」を記入の上、耳鼻咽喉科に持参してください。

または

補聴器適合に関する診療情報提供書

※補聴器相談医から発行してもらう書類です。

※受診に係る費用や意見書作成等の費用は自己負担となります。

3

認定補聴器技能者に相談及び見積書依頼

医師意見書または補聴器適合に関する診療情報提供書を持参し、認定補聴器技能者※に適合する補聴器の見積書を作成してもらいます。また、担当した認定補聴器技能者に「補聴器装用に關し専門的知識、技術を有する者の証明」を作成してもらいます。

※見積書の宛名は申請者（対象者）名としてください。

※近隣市町村の認定補聴器技能者が在籍する販売店は裏面をご覧ください。

4

申請書類の提出

下記の書類を用意の上、福祉支援課まで提出してください。

**購入前に
申請が必要
です。**

提出書類

- ☐ 申請書 ①
- ☐ 医師意見書または補聴器適合に関する診療情報提供書の写し ②
- ☐ 補聴器装用に關し専門的知識、技術を有する者の証明 ③
- ☐ 見積書の写し（宛名は申請者名） ③



▲市ホームページ

5

交付決定通知の送付

提出いただいた書類を審査後、福祉支援課から、交付決定通知書を郵送します。

※対象要件に満たない場合は、却下通知書を送付します。

6

補聴器の購入

③で作成した見積書の補聴器を購入し、販売店から領収書を受け取ってください。

※領収書の宛名は申請者（対象者）名としてください。

注意
事項

- 見積書と異なる店舗や補聴器を購入した場合は補助対象外です。
- 認定補聴器技能者の調整を受けずに購入した補聴器は補助対象外です。

7

実績報告書類の提出

市保健福祉センター 1 階福祉支援課または市ホームページにある書類を取得の上、福祉支援課まで提出してください。

提出書類

- ☐ 実績報告書
- ☐ 請求書
- ☐ 購入した補聴器の領収書の写し（宛名は申請者名）⑥

補助金の交付

申請などに関する

Q&A

Q 補聴器はどのようなものでも対象になりますか？

A 塩尻市では、補聴器を適切にご利用いただくために、「認定補聴器技能者」が調整等を行った補聴器を購入いただくことを補助の要件としています。



認定補聴器技能者は、補聴器装用に関する正しい知識や技能を持った補聴器の専門家です。補聴器の選定や調整、使用指導などを行います。

※近隣市町村の認定補聴器技能者が在籍する販売店は裏面をご覧ください。

Q 障害者手帳を持っても申請できますか？

A 聴覚障害の障害者手帳を保有している方や障害者手帳の交付対象となる方は、本補助金を申請することはできません。障害者手帳を保有しており、補聴器の購入を検討している方は、補装具費の支給を受けられる場合があります。また、これから障害者手帳の交付を希望する方など、詳細は福祉支援課までお問い合わせください。

Q 補聴器の購入は医療費控除の対象になりますか？

A 補聴器の購入では、医療費控除を受けることができます場合があります。この場合、「補聴器相談医」※が発行する「補聴器適合に関する診療情報提供書」による証明が必要となりますので、受診時にご相談ください。

※補聴器相談医とは、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師です。

近隣市町村の認定補聴器技能者が在籍する店舗

塩尻市以外の販売店でのご購入も対象になります。営業日時等の詳細は各店舗にご確認ください。

令和7年9月26日現在

市区町村	名称	住所	電話番号
塩尻市	補聴器ラボ みみずく	塩尻市大字広丘高出1494-37	0263-54-3301
松本市	ノセメガネ 上土本店	松本市大手4-4-3	0263-32-1489
	北山補聴器 松本店	松本市大手2-10-5 吉田ビル1階	0263-31-0690
	リオネットセンター松本店	松本市中央2-4-13	0263-35-3387
	ノセメガネ イオンモール松本店	松本市中央4-9-51 イオンモール松本店 晴庭1F	0263-87-5950
	オプトアルファ	松本市並柳1-4-31	0263-26-3832
	メガネのナガタ 南松本店	松本市芳野15-13	0263-27-1261
	補聴器専門店フキ	松本市大手1-9-14	0263-34-2933
	パリミキ 南松本店	松本市村井町北1-15-11	0263-57-7781
	ブルーム松本店	松本市中条2-15 メゾンドロワール1F	0263-35-1675
	ヤマザキ 松本村井店	松本市村井町南2-22-12	0263-57-7822
	メガネストアー 梓川店	松本市梓川倭2-1	0263-78-4444
岡谷市	ブルーム岡谷店	岡谷市幸町6番11号 五十川ビル1階	0266-24-2123
諏訪市	リオネットセンター諏訪店	諏訪市諏訪1-6-1 アーク諏訪2階	0266-75-5332
	眼鏡市場 諏訪店	諏訪市四賀2242-4	0266-54-5288
	ヤマザキ 本店	諏訪市諏訪1-3-11	0266-52-5200
安曇野市	ノセメガネ 豊科店	安曇野市豊科4272-10 イオン豊科店1階	0263-73-6606
	リオネットセンター安曇野店	安曇野市豊科4682-3	0263-87-2056
上伊那郡箕輪町	めがね 補聴器 くまや	上伊那郡箕輪町中箕輪8422-4	0265-98-0403
	眼鏡市場 伊那箕輪店	上伊那郡箕輪町三日町字曾根田915-3	0265-71-3310
木曽郡木曽町	アイショップ コマツ	木曽郡木曽町福島5129-1	0264-22-2158

最新の情報は、公益財団法人テクノエイド協会ホームページからご確認ください。

▶ 認定補聴器技能者検索システム



知っておいてほしい //

補聴器のこと

01

補聴器は付けられ
すぐに聞こえるわけ
ではなく、根気よく
自身に合った調整を
行うことが必要です。

02

補聴器は精密
機器のため、
定期的なメン
テナンスを行っ
てください。

03

補聴器に不
具合があれば、販売店
に相談しま
しょう。

お問い合わせ

塩尻市健康福祉部
福祉支援課障がい福祉係
〒399-0786
塩尻市大門七番町3番3号
電話：0263-52-0280
内線：2116